

議論の経緯・視点と電力料金の概況

検討の経緯と視点

電気料金は家計支出の3.8%、電気料金のうち託送料金は3～4割を占める。

消費者の利益に大きく関わる

電力小売全面自由化の帰趨にも影響

託送料金の査定につき、消費者利益の擁護・増進の観点からの問題の所在・改善方法について
内閣総理大臣から消費者委員会に諮問

消費者委員会「電力託送料金に関する調査会」で調査審議

- ・消費者委員会「公共料金等専門調査会」の下に平成28年5月20日設置(平成28年7月15日までに計6回開催)
- ・料金の適正性等の観点から、託送料金の査定等について取りまとめ

答申

電気料金・託送料金の概況

(1) 日本の状況

電気料金

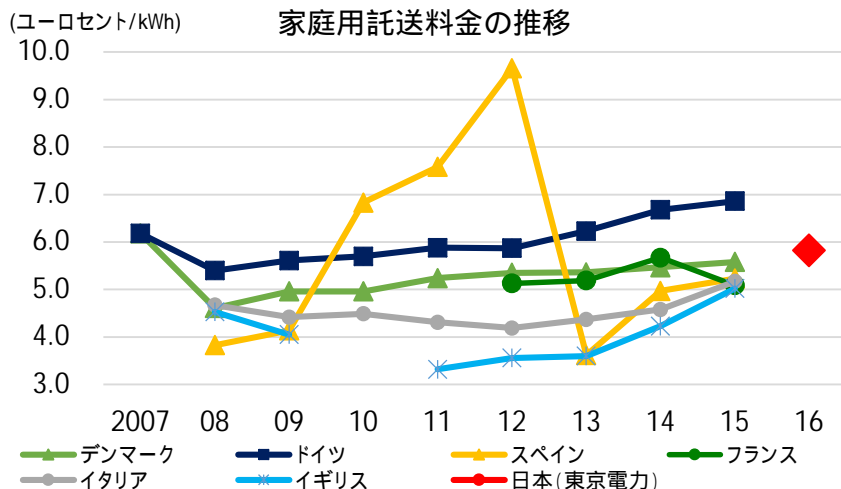
東日本大震災以降、燃料費増加や料金値上げにより上昇傾向
平成27年以降は原油価格下落に伴い下落傾向

(産業用) 託送料金

特別高圧・高圧の託送料金は、総じて緩やかな下落傾向

(2) 国際比較

諸外国の電気料金・託送料金は、総じて上昇傾向
日本の託送料金は、比較的高水準と考えられる。



* 欧州のnetwork costと日本の託送料金の定義には差がある可能性がある。

* Eurostat掲載のデータ及び東京電力託送供給等約款から作成。電源開発促進税(0.375円/kWh)は含まない。

* 日本の託送料金は、平成28年5月のOECD為替レート(1ユーロ=123.0円)を使用。

託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

1. 原価低減の託送料金への反映

現状・課題

託送料金の値下げ改定は事業者の任意による届出制となっているため、**コスト削減結果が託送料金の値下げに必ずしも十分に反映されない懸念がある。**

- デフレ脱却が課題で、企業経営効率化が求められる経済社会状況下では、原価の多くは低減傾向
- 値上げ改定は認可制だが、事業者に効率化インセンティブを与える目的で値下げ改定は届出制
- 事業者の超過利潤累積額が一定水準を超えた場合等には料金変更認可申請命令が発動されるが、事業者が発動を避けるべくコスト増加を図る可能性がないとはいえず、原価の低減を託送料金に反映させる機能としては疑問

対応策

例えば、**原価算定期間を3～5年とし、その終了後には原価を洗い替える**等により、原価低減を託送料金に反映する機会を適時かつ実質的に確保する。

- 欧州の多くの国では、原価算定期間(3～5年が多い)後は、必要的に原価の洗い替えが行われる。我が国の現行制度においては、原価算定期間(3年)後も、事業者からの申請がなければ洗い替えは行われない。
- 経常的な事業コスト低減分の料金反映機会を逸しないよう、料金改定に当たっては、将来的にはメリットがある必要な大規模設備投資等のコストは、経常的な事業コストから切り分けた上で、個別に審査することが必要である。

欧州各国における原価算定期間

国	原価算定期間
英国	8年(RIIO方式) 5年(PRI-X方式)
ドイツ、ノルウェー	5年
スウェーデン、フランス、 スペイン、ベルギー	4年
オランダ	3年

託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

2. 固定費の配分

現状・課題

託送料金原価の大部分(約8割)を占める固定費の家庭向け・産業向けの配分において、**低圧需要(家庭向け)に過大な配分となっている懸念**がある。

- 現在、固定費の家庭向け(低圧)や、産業向け(特別高圧・高圧)への配分は、最大電力、夏期・冬期のピーク時の需要電力及び発受電量を2:1:1の割合で加重した配分方法等が行われている。
→電力量(kWh)に基づく考え方及びピーク需要(kW)に基づく考え方のどちらの観点からみても、家庭向けに過大な配分がなされる結果となっているが、これを正当化する十分な理由を見つけることは難しい。

対応策

当面の対応としては、**一般消費者に過大な負担を課さない配分基準に修正**することが必要

一律の基準による配分は十分に精密とはいえず、中期的には、設備投資の必要性を**実測データに基づきより精密に把握し、コストを適切に配分**することが必要

- 詳細な電力情報に基づく配分は、過剰投資抑制や省エネ・料金抑制に役立つ。
- 中期的には、送配電サービスの多様化に応じ、コストに見合った送配電サービスを提供するための託送料金制度の整備にも取り組む必要がある。

託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

3. 個別の原価の適正性

現状・課題

事業者が地域独占の下で自ら効率化を徹底する事業環境にはない。
十分な競争性の下での調達が行われにくいため、資料・役務調達コストについて市場メカニズムを通じた適正な原価水準の把握が困難

原則10%とされた資材・役務調達効率化については、更なる効率化・コスト削減が可能

- 託送料金認可に際し、資材・役務調達コストは東日本大震災前の価格水準から原則10%の効率化を求めることとされた。
- 近時の効率化に係る実績値は、認可時の計画値を越えている。
- 競争発注への移行や仕様・設計、調達先見直し・工夫を更に推進する余地がみられる。
例) 競争発注比率(目標値)・・・東京電力 60%(平成27年度実績値65%)、その他大半 30~35%
・汎用標準的でなく、自社独自の仕様であるものも多い

対応策

事業者が効率化努力を継続するよう外部から恒常的な監視が必要であり、経済産業省による検証を強化・拡充すべき

各社の効率化の取組状況や効率化水準の妥当性について定期的に(例えば毎年)検証・評価
競争発注比率の引上げ、仕様・設計の汎用化・標準化等につき目標設定を各社に課す

- 検証・評価に当たっては、経験豊富な専門家の参画が必要がある。
- 金額の大きな調達案件等については、調達方式、仕様・設計、調達手続、応札状況等を個別に検証する必要がある。
- 料金審査においても、検証・評価の結果(効率化水準、適正原価水準等)を前提として、個別原価の査定を厳格に行うべきである。

託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

4. 消費者への積極的な情報提供・意見反映

現状・課題

電気料金に託送料金が含まれていることや、電源開発促進税等が託送料金の仕組みを通じて集められていることについて**消費者への周知・納得が不十分**

- 託送料金について、消費者の理解・納得が進み、消費者からの監視機能が強化されることが重要。
- 使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税等は、本来、送配電事業に要する費用でないが、全ての需要家が負担するものとして、託送料金の仕組みを通じて集め、託送料金の原価に算入されている。
- 現在公開されている情報は、必ずしも専門知識を持たない一般消費者が理解することは容易でない。
- 「適正な電力取引についての指針」では、小売電気事業者は請求書、領収書等で託送料金相当支払額を明記することが望ましいとされる。

対応策

託送料金の仕組み、料金の推移、料金の算定根拠や原価構成等につき、一般消費者に**分かりやすい情報提供を推進**すべき

- 関係府省等も、相互に協力しつつ、情報提供に一層取り組むべき
- 託送料金について、消費者とのコミュニケーションの場の設定等により、消費者の意見を反映する機会を拡大していく必要
- 電源開発促進税等は、送配電のネットワークに要する費用と区別した形で原価算定及び料金の明示を行うべき。なお、政策的観点からの費用を託送料金で徴収していることについては、消費者への過度な負担を求めることにつながることのないよう慎重であるべき。